

札幌市保養センター駒岡の活用に係る基本方針



平成 25 年(2013 年) 9 月

札幌市

目 次

—はじめに	2
I 施設の概要	3
II 基本方針策定までの経緯	6
III 保養センター駒岡の活用に係る基本方針	10
IV 担うべき役割を果たすための今後の取組	12
【担うべき役割1 超高齢社会における保養機能の充実・強化】	
【担うべき役割2 高齢者・障がい者等の活躍の場の提供(運営等の参加)】	
【担うべき役割3 コミュニティ醸成機能の維持・強化】	
V 存続にあたり解決すべき課題への対応	18
【課題への対応（1）維持運営コストの縮減】	
【課題への対応（2）適正な利用料の検討】	
【課題への対応（3）効果的・効率的な市民への周知】	
VI 市民が参画する運営	23
VII 施設の修繕等工事について	24
VIII 今後のスケジュール等	25

— はじめに —

保養センター駒岡は、高齢者に低廉で健全な保健休養の場を提供するため、札幌市で2番目の老人休養ホームとして昭和61年に開設し、高齢者の健康増進や生きがい支援に長年貢献してきました。

しかしながら、開設から27年が経過し、高齢化の一層の進展による高齢者施策への経費の増加や、民間施設の充実、今後も引き続き厳しいと見込まれる札幌市の財政状況など、施設を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、保養センター駒岡は、平成22年6月に実施されたいわゆる事業仕分けにおいて「不要（廃止）」との結果が出されました。これに対し、存続を求めるおよそ1万2千人の署名が寄せられたほか、市議会においても、地域や利用者の方々からの「存続を求める陳情」が採択されるなど、多くの議論を呼ぶこととなりました。

札幌市は、保養センター駒岡の今後のあり方について検討するため「老人休養ホーム“札幌市保養センター駒岡”あり方検討委員会」を立ち上げ、平成23年1月から8回にわたる検討を行っていただきました。

検討委員会において保養センター駒岡の現状の評価や今後担うべき役割について検討していただいた結果、この施設は、民間施設では担うことが難しい役割を十分に果たすことが期待できることから、今後も市の施設として存続させる必要があるという報告をいただきました。

また、あわせて、保養センター駒岡が存続するにあたって解決すべき課題の整理を行い、これらの課題への対応の方向性について報告をいただきました。

この基本方針は、検討委員会の報告を踏まえ、保養センター駒岡の活用についての札幌市としての取組の基本的な考え方を示すものです。

I 施設の概要

1 開設の背景

○保養センター駒岡は、「主として老人の心身の健康と福祉の増進を図るため、低廉で健全な保健休養の場及び他の世代との交流を促進する場を提供する（※）」ことを目的とした「老人休養ホーム」として、昭和 61 年に南区真駒内の駒岡地区に設置しました。

（※札幌市老人休養ホーム条例より）

○当時、市内の老人休養ホームとしては、昭和 49 年に南区定山渓に開設したライラック荘がありましたが、これが高齢者から好評で、同種施設の増設の要望があったことから、保養センター駒岡を市内で 2 番目の老人休養ホームとして設置したものです。なお、保養センター駒岡では、同時期に建設された駒岡清掃工場で発生する余熱や電気の供給を受けて、暖房や照明に利用しています。

2 現在の機能

機能	内容	利用料金（税別） ※60 歳以上高齢者等の料金
宿泊	客室数 17 室（和洋室 3、和室 14） 利用定員（最大宿泊可能人員）80 人	3,000 円 (※1 人 1 泊・素泊まり)
休憩	①大広間休憩（10：00～16：00） ②ロビー休憩（10：00～20：00） ③客室 1 部屋貸切（10：00～16：00）	①600 円 ②300 円 ③2,000 円 (※3 時間未満は 1,000 円)
教養講座	12 講座 25 クラス（平成 24 年度）	
屋外パークゴルフ	9 ホール、天然芝、全長 272m	150 円
屋外パットゴルフ	18 ホール、人工芝、全長 282m	250 円
屋内パークゴルフ	9 ホール、人工芝、全長 105m	50 円
熱帯植物館	駒岡清掃工場の排熱を利用して栽培	無料

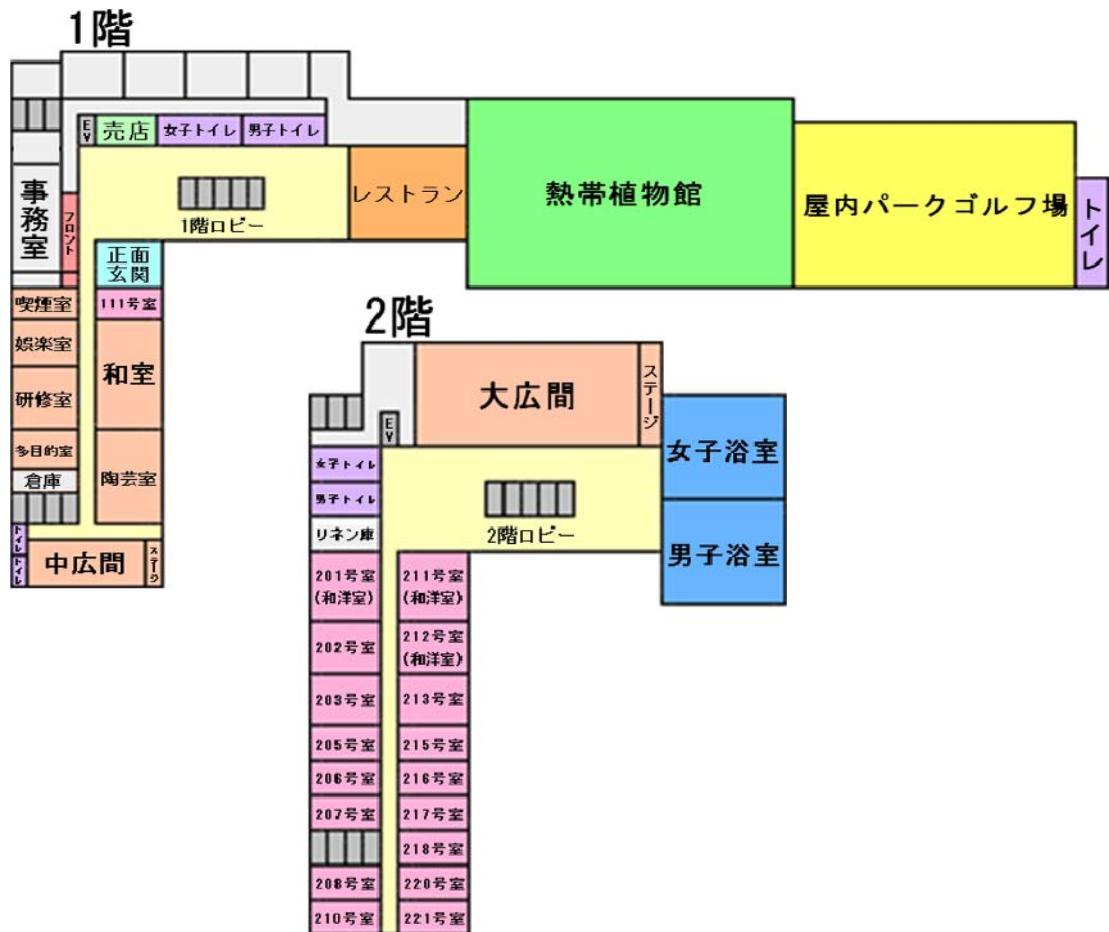
《その他》

【屋内施設】 レストラン、売店、陶芸室、娯楽室、多目的室、研修室等

【屋外施設】 日本庭園、茶室（長寿庵）、屋外ステージ等

【主な行事】 朝市（毎月 2 回）、パークゴルフ大会、秋まつり等

＜保養センター駒岡 見取り図＞



3 利用者数の推移

○保養センター駒岡の開設初年度の利用者数は、宿泊が 18,474 人、休憩が 31,216 人で合計 49,690 人でした。

○その後、宿泊については、平成 2 年の 21,475 人をピークに減少傾向が続き、平成 24 年度の利用者数はピーク時の半分以下の 9,790 人にとどまっていますが、その一方、教養講座を含む休憩の利用者は、開設以来増加傾向を続け、平成 24 年度には利用者数は 88,821 人となっています。

○開設後に相次いでオープンした「屋外パークゴルフ場・パットゴルフ場」、「屋内パークゴルフ場」、「朝市」の利用者を加えた施設全体の利用者数は、平成 24 年度で 124,611 人となっています。



- (※注) 1 平成 7 年度に屋外パット・パークゴルフ場、平成 11 年度に屋内パークゴルフ場、平成 18 年度に朝市開設
2 休憩者数には、教養講座の受講者数を含み、ゴルフ場や朝市のみの利用者を含まない
3 上記のほか各種イベントに、平成 24 年度は 26,437 人が参加している

II 基本方針策定までの経緯

1 平成 22 年度行政評価の実施

○札幌市は、市税収入の伸びが期待できず、社会保障費の増加等により厳しい財政状況が続くなか、事業の選択と集中を加速させるため、市民直接参加型の行政評価（以下「事業仕分け」という。）を実施し、事業の必要性等について評価を行いました。

○保養センター駒岡は、毎年度の運営経費 約2億円のうち、約1億円について、市税等を投入して施設を運営していること、大規模修繕に多額の費用がかかることなどの理由から、この事業仕分けの対象事業として検討されました。

○事業仕分けに参加した市民からは、以下のような意見が出され、評価の結果としては「不要（廃止）」とされました。

【事業仕分けに参加した市民の意見（抜粋）】

- » 行政の役割を超えてる。
- » 今どき税金を投入してやるべき施設だと思わない。
- » 附帯諸施設が多すぎると思う。
- » 昭和 61 年であれば重宝されたであろうバリアフリー施設も現在では珍しくなく、税金を投入してまで残す必要性が感じられない。
- » 収支不足の補てんのために投入している市税 1 億円については、高齢者や障がい者の支援など、他にもっと有効な使い道がある。

2 存続を求める声

○事業仕分けにおける「不要（廃止）」の結果に対し、多くの市民から廃止反対の意見があがったほか、およそ 1 万 2 千人分の存続を求める署名が寄せられました。

○また、市議会に対しても、存続を求める 2 件の陳情書が提出され、平成 22 年第 3 回定例市議会において審議の結果、全会一致で採択されています。

【陳情の概要（抜粋）】

- » 高齢者の触れ合い、憩い、癒し、生きがいの場として存続が必要。
- » 高齢者だけでなく、障がい者や特別支援学級、青少年団体等の利用が増加しており、今後も活用すべき施設として必要。
- » 条例で設置目的としている「主として高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るため、低廉で健全な保健休養の場及び他の世代との交流を促進する場」としての役割は終わっておらず、現状の課題やニーズを反映しており、存続が必要。
- » 地域活性化の核となっている施設であり、地域活動の核として存続が必要。

3 あり方検討委員会における検討

○事業仕分けにおける「不要（廃止）」の結果や、市民からの存続を求める声、議会での議論などを踏まえて、保養センター駒岡の今後のあり方を改めて検討するため、第三者からなる「札幌市保養センター駒岡あり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、平成23年1月から平成24年11月まで、合計8回にわたる議論を行っていただきました。

○検討委員会では、保養センター駒岡の現状の評価や今後担うべき役割について検討していただき、その結果、この施設は、民間施設では担うことが難しい役割を十分に果たすことが期待できることから、今後も市の施設として存続させる必要があるという報告をいただきました。

○検討委員会で、保養センター駒岡が今後担うべきものと示された役割は以下の3点です。

- » 保養機能の充実・強化
- » 高齢者・障がい者等の活躍の場の提供
- » コミュニティ醸成機能の維持・強化

○これと併せて、保養センター駒岡が存続するにあたって解決すべき課題の整理を行い、これらの課題への対応の方向性について報告をいただきました。

○検討委員会で、保養センター駒岡の存続にあたって解決すべきとされた課題は以下の3点です。

- » 維持運営コストの縮減
附帯施設（熱帯植物館・屋内パークゴルフ場）の取り壊し、指定管理費の縮減
- » 適正な受益者負担（利用料金）の検討
サービス内容・高齢者の生活実態・社会情勢の変化などを踏まえ検討
- » 効果的・効率的な市民への周知

○札幌市では、検討委員会の報告を踏まえながら今後の市の取組の方針について検討を行い、その結果をこの基本方針として取りまとめました。

検討委員会 委員名簿

(敬称略 委員は五十音順)

氏 名	肩 書・所 属 (検討委員会当時のもの)	備考
委員長 岡 田 直 人	学校法人北星学園 北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 准教授	
副委員長 関 口 明	芸術の森地区連合会 会長	
委員 大 西 洋 一	札幌市社会福祉協議会 自立支援部長	～平成 24 年 3月 31 日
委員 小 篠 隆 生	国立大学法人 北海道大学 大学院 工学研究院 准教授	
委員 高 橋 稀 一	保養センター駒岡いきいきふれあい講座生 連絡協議会 会長	
委員 中 村 孝 一	公認会計士	
委員 馬 場 伸 戯	札幌市社会福祉協議会 自立支援部長	平成 24 年 4月 1 日～
委員 平 野 陽 子	中小企業診断士	
委員 星 野 和 男	札幌市老人クラブ連合会 副会長	
委員 八 代 眞由美	弁護士	

検討委員会の検討経過

回	開催日	内 容
第1回	平成23年 1月28日	○検討委員会の位置づけについて ○保養センター駒岡の概要について ○保養センター駒岡のあり方の議論の方向性及び今後のスケジュールについて
第2回	平成23年 5月23日	○保養センター駒岡視察 ○前回委員会での質問事項等について
第3回	平成23年 10月5日	○前回委員会での質問事項等について ○保養センター駒岡のあり方の議論の方向性について
第4回	平成24年 1月11日	○保養センター駒岡の現状と課題について ○保養センター駒岡のあり方の方向性について
第5回	平成24年 7月6日	○各機能の評価について ○事業費の見直しについて ○機能の選別検討について
第6回	平成24年 9月5日	○適正な受益者負担（利用料）について ○駒岡の存在意義の市民理解促進について
第7回	平成24年 10月31日	○検討報告のイメージについて
第8回	平成24年 11月29日	○検討報告書の素案について
/	平成24年 12月27日	○検討報告書の市長への手交

III 保養センター駒岡の活用に係る基本方針

1 保養センター駒岡を取り巻く環境・社会情勢

○札幌市の高齢化率は、保養センター駒岡が開設された昭和61年には7.6%でしたが、平成24年には21.5%となり、いわゆる超高齢社会に突入しています。

○このような高齢化の急速な進展に加え、少子化や核家族・単身世帯の増加などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化してきており、市には、年々多様化、複雑化していく福祉に関する市民ニーズに対応していくことが求められています。

○これらのことの背景に、札幌市は今後さまざまな福祉的課題に対応していく必要がありますが、保養センター駒岡を活用して対応することができる課題は以下の3点です。

保養センター駒岡の活用によって対応すべき課題

【課題1】

高齢化が進展するなか、元気な高齢者ばかりではなく、介護や支援を必要とするなど心身に不安を抱える高齢者も増加しており、このような方々への対応をいかに進めるか。

【課題2】

超高齢社会においては、高齢者にも意欲と能力に応じて社会の支え手となつてもらうことがますます重要となっていく。このような機会をいかに増やし、市民全体で支え合うまちづくりを進めていくか。

この取組は、障がいのある方もない方も一緒に支え合いながら社会に参画する機会の提供にもつながると考えられる。

【課題3】

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加するなか、高齢者が地域の中で孤立せず、お互いのかかわり合いのなかで、相互に支え合いながら生活を継続していくため、地域や他の世代と、生きがいや楽しみを感じながら交流することができる機会をいかに増やしていくか。

2 保養センター駒岡の活用に係る基本方針

(1) 保養センター駒岡が担うべき役割

○これらの課題に応えるため、保養センター駒岡が担うべき役割は以下の3点です。

課題1に対して・・・保養機能の充実・強化

課題2に対して・・・高齢者・障がい者等の活躍の場の提供

課題3に対して・・・コミュニティ醸成機能の維持・強化

(2) 保養センター駒岡の活用について

○上記のような今後担うべき役割を果たしていくため、保養センター駒岡を存続させることとし、以下のさまざまな取組を進めます。

○民間施設では対応が難しい「介護や支援を要する方やその介護をしている方」にも宿泊や休憩などの保養をしていただけるようにし、公的な施設としての役割を強めます。

○また、保養センター駒岡の運営の一部に高齢者や障がい者に参加していただき、施設を利用するだけではなく一緒に支えてもらう施設運営を進めることによって公的な施設としての役割を高めていきます。

○さらに、保養センター駒岡は、従前から「コミュニティを醸成する場」としての役割を担ってきましたが、これを土台として、今後のますますの交流促進を図ることによって、公的な施設としての役割を強めています。

○以上のように、今後保養センター駒岡では、民間施設では担うことが難しい役割を果たしながら、これまで培ってきた役割をさらに活かして、超高齢社会における課題に複合的に取り組んでいくこととします。

○そして、このような活用を進めるため、以下のとおり、ソフト面・ハード面の必要な取組みを展開していきます。

IV 担うべき役割を果たすための今後の取組

【担うべき役割 1 超高齢社会における保養機能の充実・強化】

1 取組の方向性

- 民間の宿泊施設等でもバリアフリー化を進めているものの、現状では、風呂やトイレがバリアフリー化された客室はまだ一般に普及しているとは言えず、介護や支援を必要とする高齢者等が気兼ねなく低廉に休養できる施設は少ない状況です。
- 超高齢社会における公的な保養施設として、増加が見込まれる介護や支援を必要とする高齢者等がより利用しやすいように更なる環境整備を行っていきます。
- 併せて、家族など普段介護をしている方にも一緒に保養してもらうことによって、一時的に介護疲れを癒すことにもつながることが期待できます。

【想定する利用状況のイメージ】

- 介護している方と介護されている方が一緒に宿泊でき、お互いが心からリラックスして過ごせる旅行先として
- 一時帰宅の期間を自宅で過ごすのが難しい長期入院患者や施設入所者が、家族と一緒にくつろぐ時間を過ごすための外泊先として
- 部屋全体がバリアフリー化された客室の時間貸しにより、自宅での入浴が困難な方が、家族介助などで入浴できる施設として
- 高齢者福祉施設の外出レクリエーションの場として
- 特別支援学校などの修学旅行や課外学習の場として

2 具体的な取組

(1) 受入れ体制の強化

- ホームヘルパーや介護福祉士の資格を持った担当者を一定程度配置することを検討するほか、接客に関わる職員には介護に関する研修を受講させるなど、介護や支援を要する高齢者等の受入れに向けた施設職員の対応力を強化します。
- 施設の滞在中に家族に代わって高齢者の見守りや介護を行うため、近隣の介護サービス事業所や有償ボランティアの派遣団体などと連携し、本人の身体状況等に応じた適切な援助手段を斡旋します。

○咀嚼そしゃく（かみくだき）や嚥下えんげ（のみこみ）が困難な利用者のためにきざみ食やペースト食を用意するほか、持病がある方には病気にあわせて減塩食や糖尿病食を用意するなど、介護や支援を必要とする方の身体状況にあわせた食事を提供します。

(2) 施設設備のさらなるバリアフリー化

○介護や支援を必要とする方やその介護をしている方がよりいっそう利用しやすいように、全ての客室のバリアフリー化を進めます。

»車いすの方でも利用できるトイレと浴室を備えた客室を増やします。

»その他の客室についても、室内の段差解消などを行うとともに、以下のとおり共用設備を充実させることで、介護や支援を必要とする方も含めた幅広い利用者により安心してお使いいただけるようにします。

【共用設備の充実】

○大浴場

浴室から浴槽へ緩やかなアプローチを設置するなど、高齢者が安全かつ安心して利用できるように、必要な設備改修を行います。

○貸切浴室

車いすの方など大浴場の利用が困難な方のために、さらにバリアフリー設備を充実させた「貸切浴室」を整備します。この貸切浴室は日帰り休憩の利用者にも貸し出すこととし、介護や支援を要する方の休憩ニーズにも対応していきます。

○簡易ベッド

簡易ベットを常備し、必要な方に貸出を行います。

(3) 利用拡大に向けた取組

- 介護や支援を要する方に対する対応力の強化の取組について積極的にPRすることによって、保養センター駒岡の福祉的な利用の拡大を目指します。
- このため、高齢者の福祉施設や特別支援学校などに対して、保養センター駒岡の活用を促すとともに、在宅の介護や支援を要する方の旅行需要にも対応するため、民間の旅行代理店や旅行企画会社にも、保養センター駒岡のバリアフリー機能について、積極的に情報提供をしていきます。

【利用拡大の目標】

- 当基本方針に基づく新たな運営の開始後、概ね4年を目途に、以下を達成することを目標とします。
 - »客室稼働率の10%向上（現在の56%から66%へ向上）



【担うべき役割2 高齢者・障がい者等の活躍の場の提供（運営等の参加）】

1 取組の方向性

○保養センター駒岡の運営の一部に高齢者や障がい者が携わっていただくなど、それぞれの意欲や技能、能力などに応じた活躍の場を提供していくことにより、施設の福祉的価値を高めていきます。

○高齢者がこういった多様な活動に参加することは、介護予防の観点からも効果が期待できることから、介護や支援を要する状態になることや、その進行を少しでも防ぐためにも、これらの活動への高齢者の積極的な参加を促していきます。

2 具体的な取組

(1) 施設運営の一部に高齢者や障がい者が参加

○保養センター駒岡の管理運営業務の一部である館内清掃業務や庭木の剪定等の外構緑地管理業務などに従事していただくことで、高齢者や障がい者のボランティア活動の場や就労の機会を提供し、施設を利用するだけでなく一緒に支えてもらう施設運営を進めます。

【活躍の場の一例】

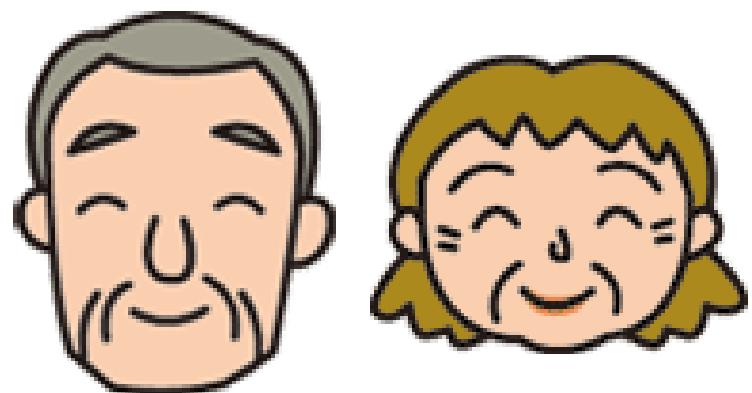
館内にカフェバーのカウンターを設置して運営に携わっていただく。



（写真は白石老人福祉センターに設置されているカフェ）

(2) 障がい者施設製品などの活用・販売

- 宿泊客に提供するお茶菓子やリネンの供給など、保養センター駒岡の運営に係るさまざまな物品・サービスを障がい者施設から調達します。
- 売店コーナーに、障がい者施設で作られた製品や、特別支援学校などの児童が作った作品を常設で展示して販売します。
- 毎月2回実施している朝市や、夏・冬まつり等の各種イベントの場を活用し、障がい者施設製品等の販売ブースを設けるほか、障がい者施設製品を専門に販売している「元気ショップ」の出前出店を受け入れます。



【担うべき役割3 コミュニティ醸成機能の維持・強化】

1 取組の方向性

○現在、駒岡では、次のような活発な世代間交流、コミュニティの醸成が行われています。

- ・文化・教養講座

平成24年度は12講座25クラス、延べ受講者7,814人

- ・こまおか朝市などの各種イベント

- » こまおか朝市

近隣農家や地域住民組織で構成される実行委員会によって実施。近くの学校など

20を超える団体が参加…平成24年度の来場者5,377人

- » こまおかサウンドフェスタ

アマチュアバンドによる生ライブイベント…平成24年度の来場者735人 など

○これらは、利用者や地域住民の自主的な取組によって育まれ、しっかりと根付き発展してきたものであり、市民自治の一つの成功例としてとらえることができます。

○また、それぞれの心身の状況に応じてこのような活動に参加することは、高齢者等の生きがいづくりや健康の維持にもつながります。

○これらのことから、今後もこれまで保養センター駒岡が果たしてきたコミュニティ醸成機能の維持・強化を図ることとします。

2 具体的な取組

(1) 交流促進を目指した新たな活動メニューの提供

○各種の教養講座の体験利用を充実させるなど、宿泊や休憩などで保養センター駒岡に来る方々に向けた新たな活動メニューを提供します。体験利用には、高齢者ばかりではなく子ども達も参加できることとし、講座の受講生が自ら講師やサポート役になるなど、さまざまな交流の促進を目指します。

(2) 利用者や地域住民主体による交流イベント開催の支援

○さらなる世代間交流や地域交流を促進するため、朝市や各種の祭りなどの「利用者や地域住民の自らの発案によるイベント」の充実を支援します。このため、近隣の学校や住民組織をはじめとしたさまざまな主体に運営協議会に参加してもらうなど、利用者や地域住民にアイデアの発案を促すための環境を整えます。

○さまざまなイベントの実施主体と連携し、保養センター駒岡の屋外スペースなどを、催事の開催場所として活用してもらうことによって施設の活性化に努めます。

V 存続にあたり解決すべき課題への対応

○検討委員会からは、事業仕分けの結果を踏まえ、保養センター駒岡の存続にあたって解決すべき課題について指摘を受けました。

○検討委員会で、保養センター駒岡の存続にあたって解決すべきとされた課題は以下の3点です。

» 維持運営コストの縮減

附帯施設（熱帯植物館・屋内パークゴルフ場）の取り壊し、指定管理費の縮減

» 適正な受益者負担（利用料金）の検討

適正な受益者負担について留意しながら検討

» 効果的・効率的な市民への周知

○検討委員会からは、課題解決の方向性についても具体的な提言をいただいたことから、これを踏まえながら課題へ対応していきます。

【課題への対応（1） 維持運営コストの縮減】

1 対応の方向性

○施設の運営のための札幌市が支出している年間約9千万円の運営経費（指定管理費）は、これが事業仕分けにおいて「不要（廃止）」との結果が出された一因であることを踏まえ、効率的な運営による縮減を図ります。

○附帯施設については、真に必要なものを除いて廃止し、修繕経費と運営経費（指定管理費）の縮減を図ります。

2 効率的な運営

○運営経費（指定管理費）の積算においては、提供するサービスの質の維持に努めつつも、施設の運営について細部まで再検討し、人員配置等を見直すことによって、年間約1,700万円の削減を行います。

※現行と同様の運営を前提とした比較です。

※消費税率や人件費は現在の水準に基づいて試算しています。

3 附帯施設の整理

○附帯施設である「熱帯植物館」と「屋内パークゴルフ場」については、維持修繕や運営のための経費が大きい一方で、利用者数も低迷しており、今後の保養センター駒岡の目指すべき方向に照らしても引き続き存続させる必要性が認められないことから、検討委員会の報告どおり、その機能は廃止し、取り壊すこととします。

○廃止・取り壊しによる経費縮減効果額は次のとおりです。

【経費縮減効果額】

» 大規模修繕費	約 1 億 1,000 万円（今後 5 年間）
	※今後 30 年間では約 1 億 6,000 万円
» 運営経費（指定管理費）	500 万円（年間）

○なお、跡地については、保養センター駒岡の新たな役割の充実にあわせて、将来の適当な時期に活用方法を検討することとします。

4 運営経費（指定管理費）の縮減額

○上記 2 の「効率的な運営」と上記 3 の「附帯施設の整理」によって、運営経費（指定管理費）を年間約 2,200 万円縮減します。

【運営経費の縮減額（年間）】

» 効率的な運営による縮減額	約 1,700 万円
» 附帯施設の整理による縮減額	約 500 万円
合計	約 2,200 万円

現在の指定管理費：約 9,100 万円 ⇒ 見直し後の指定管理費：約 6,900 万円

※ この金額は概算額ですので、今後の物価や人件費の動向などによって変動することがあります。

【課題への対応（2）適正な利用料の検討】

1 対応の方向性

○検討委員会では、利用料のあり方について、以下のような検討の観点の指摘がありました。

【保養センター駒岡あり方検討委員会で出た意見】

- 利用料が適正であるかどうかは、保養センター駒岡の果たす役割に対する市民理解と一体で評価されるべきもの。
- 「収支面や市民理解を得る観点からも利用料金を上げるべきではないか」という意見がある一方、収支の改善を目的とする利用料の値上げには大幅な増額が必要となり、「低廉で健全な保健休養の場」という条例の趣旨に照らし合わせて困難。
- 過去の例によると、利用料の値上げは利用者の減少につながり、必ずしも収支の改善に繋がらなかったことなども踏まえると、利用料の見直しについては慎重に判断する必要がある。
- 利用料のあり方については、提供するサービスの内容や高齢者の生活実態、社会情勢の変化などを踏まえる必要がある。

○これらの検討委員会での指摘を受け、提供するサービスの内容等を踏まえた適切な保養センター駒岡の利用料について、この基本方針に基づく新たな運営を開始する平成28年度に向けて引き続き検討していきます。

【課題への対応（3）効果的・効率的な市民への周知】

1 対応の方向性

- 今後の「保養機能の充実・強化」にあわせて、介護や支援を要する方やその家族などを対象に積極的な活用の呼びかけを進めていきます。
- 広報活動の実施にあたっては、利用者からの意見やアイデアなどを積極的に反映させながら、地域的に偏りなく、費用対効果にも留意しながら効果的で効率的な広報を行っていきます
- また、保養センター駒岡の果たす機能や役割等について、広く市民に理解してもらえるような広報活動を行います。

2 広報活動の手法

- 介護や支援を要する方々のための環境整備の状況や、利用者の活き活きとした活動の様子などを広報に盛り込むことによって、新たな利用の拡大を図るとともに、公的施設として担っている役割をPRしていきます。

【広報に盛り込む内容（イメージ）】

- 公的保養施設としての役割
⇒介護や支援を要する方々のための環境整備など、公共施設ならではの保養機能（活用例を載せたパンフレットの作成など）
- 利用者の活動メニューの豊かさと活き活きとした活動の様子
⇒多様な生きがい活動の展開など、具体的な利用のイメージができる利用満足への期待感が湧く豊富な利用メニューと活動の様子
- 交流・社会参加の機能
⇒高齢者だけではなく、障がい者や地域住民なども含めた幅広い交流や社会参加が行われている様子

○広報をより効果的・効率的に行うために、ターゲットを明確にしながら、関係する組織や団体などを通じた広報活動を行っていきます。また、市が持っているさまざまな広報ツールを最大限活用していきます。

【効果的・効率的な広報の手法（イメージ）】

○介護サービス事業所等への働きかけ（訪問や電話などによる営業活動）による、サービス利用者への周知依頼やレクリエーションでの活用依頼

※市内の主な介護サービス事業所数 (平成25年5月1日時点)	居宅介護支援事業所 約400か所
	介護通所施設 約550か所
	グループホーム 約230か所
	介護入所施設 約130か所

○高齢・障がい者団体との連携（老人クラブ、障がい者団体への利用案内など）

○教育機関への働きかけ（特別支援学校などの利用案内）

○町内会などの住民組織への働きかけ

○報道機関への積極的な情報提供

○近隣の大学等との連携（広報活動の協働企画、パンフレット等の作成協力など）

○このほか、広報さっぽろでの広報や市のホームページからのリンクなど、市が持っているさまざまな広報ツールを最大限活用



VI 市民が参画する運営

1 対応の方向性

- 保養センター駒岡が、利用者などの自主的な取組によって世代間交流やコミュニティ醸成の機能などを発展させてきたことに見られるように、これからも時代のニーズに即した役割を適宜に果たしていくためには、その運営に利用者や市民の声を適切に反映させることが重要です。
- 利用者や市民の声をより活かした運営を行うために、運営協議会の仕組みを見直します。

2 新しい運営協議会のあり方

- 講座やイベントの企画などのほか、施設運営のさまざまな課題や解決策について、関係者が具体的な話し合いを行い、検討の結果を適切に運営に反映させていきます。
- 課題検討にあたっては、事務局サイドからは適切な情報提供を行うこととし、要するコストやその効果などを含めて、参加者が皆で一緒に課題の対応方法を考えるものとします。
- テーマ等に応じて少人数のワーキンググループで検討したり、近隣の大学や学生にも参画を依頼したりするなど、柔軟で効果的に活動できる組織とします。

VII 施設の修繕等工事について

1 対応の方向性

- 公共施設を市民に安全かつ安心して利用していただくためには、維持のための修繕等を適時実施していくことが必要です。
- 保養センター駒岡については、建築から27年が経過し、施設全体が老朽化していることから、施設の基本的な機能を維持しながら安全に利用するために、配管設備の更新などの必要な保全工事を行います。
- また、今後の新たな機能を果たしていくために必要なバリアフリー化のための工事を行うほか、老朽化した内装などの最低限の修繕工事を行います。
- 工事は大規模なものとなり、配水管の工事の期間は水道が使用できないなど、通常の利用が不可能となることから、工事の期間（10カ月程度）については施設を閉館することとします。

2 修繕等工事に要する経費

- 修繕等工事に要する経費は、概算で6億円程度です。
- なお、この金額は概算額ですので、今後の調査・設計を経て、改修の緊急度・優先度などを踏まえながらあらためて精査します。

【環境低負荷型施設への取組】

現在保養センター駒岡は、駒岡清掃工場で発生する余熱や電気の供給を受けて暖房や照明に利用している環境負荷の少ない施設です。

今後の修繕工事では、省エネ技術の導入などによって、さらにエネルギー使用量の削減を進め、環境に与える負荷をいっそう低減します。

また、保養センター駒岡をごみ処理から発生する余熱活用の学習の場として利用いただくなど、環境教育における活用も期待できます。

VIII 今後のスケジュール等

1 基本方針に基づく今後のスケジュール

○基本方針に基づく今後のスケジュールは以下のとおりです。

平成 25 年度	○基本方針の策定
平成 26 年度	○修繕工事のための設計の実施
平成 27 年度	○施設を閉館して修繕工事を実施
平成 28 年度	○基本方針に基づく新たな運営の開始

2 検証について

○施設の利用状況や民間施設の動向、収支の改善状況などを踏まえながら、新たな運営の効果について継続的に検証していきます。

